

第1章 計画の概要

- 本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として作成。
- 国の基本的な指針に則して、障がい福祉施策に関する成果目標や障害福祉サービスの必要量の見込を定める。
- 計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間。

第2章 障がい者数の現況

- 障害者手帳の所持者数、特定医療費(指定難病)受給者証所持者数、障害福祉サービス支給決定者数 ほか

第3章 令和8年度(2026年度)の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1)障害者支援施設から地域生活への移行者数

令和8年度 目標値	46人	令和4年度末時点の施設入所者数(761人)の6%
-----------	-----	--------------------------

(2)施設入所者数

令和4年度 基準値	761人	令和4年度末時点の施設入所者数(761人)を5%以上削減
令和8年度 目標値	722人	

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1)機能充実のため、運用状況の検証する会議回数

令和8年度 目標値	年1回	地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討
-----------	-----	----------------------

(2)強度行動障がい有する者の支援体制の整備【新】

令和8年度 目標値	9か所	熊本市障がい者相談支援センターの設置数
-----------	-----	---------------------

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和3年度 基準値	116人	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の1.69倍を設定 ※国は1.28倍
令和8年度 目標値	196人	

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数

① 就労移行支援事業における移行者数

令和3年度 基準値	74人	令和3年度の就労移行支援事業における移行者数の1.44倍を設定 ※国は1.31倍
令和8年度 目標値	107人	

② 就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数

(ア) 就労継続 支援A型

令和3年度 基準値	30人	令和3年度の就労継続支援A型事業における移行者数の2.48倍設定 ※国は1.29倍
令和8年度 目標値	75人	

(イ) 就労継続 支援B型

令和3年度 基準値	9人	令和3年度の就労継続支援B型事業における移行者数の1.56倍を設定 ※国は1.28倍
令和8年度 目標値	14人	

(3) 就労定着支援事業の利用者数等

① 就労定着支援事業の利用者数

令和3年度 基準値	72人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.44倍を設定 ※国は1.41倍
令和8年度 目標値	104人	

② 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

令和8年度 目標値	30%	就労定着率が7割以上の事業所数の割合を2.5割に設定 ※国は3割
-----------	-----	----------------------------------

(4) 就労支援体制の構築を推進する協議会(就労支援部会)の設置 **【新】**

令和8年度 目標値	設置(継続)	熊本市障がい者自立支援協議会に就労部会を設置
-----------	--------	------------------------

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築

① 児童発達支援センターの設置

令和4年度 基準値	4か所	令和4年度末時点では、西区は未設置であるが、令和8年度末には、各区に1カ所の設置を目指す
令和8年度 目標値	5か所	

② 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

令和4年度 基準値	36か所	令和4年度末時点の36か所と同じく、令和8年度末は現状維持を目指す
令和8年度 目標値	現状維持	

(2) 重症心身障がい児への支援

① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

令和4年度 基準値	15か所	令和4年度末時点の15か所と同じく、令和8年度末は現状維持を目指す
令和8年度 目標値	現状維持	

② 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

令和4年度 基準値	15か所	令和4年度末時点の15か所と同じく、令和8年度末は現状維持を目指す
令和8年度 目標値	現状維持	

(3) 医療的ケア児支援

① 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度 目標値	設置(継続)	継続して、熊本市重症心身障がい児在宅支援ネットワーク会議で協議を行う
-----------	--------	------------------------------------

② 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

令和4年度 基準値	14人	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを各基幹相談支援センターに2人配置を目指す
令和8年度 目標値	18人	

(4) 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 **【新】**

令和8年度 目標値	設置	令和8年度末までに、移行調整の協議の場の設置を目指す
-----------	----	----------------------------

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置 【新】

令和8年度 目標値	9か所	継続して、基幹相談支援センターを設置する
-----------	-----	----------------------

(2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

令和8年度 目標値	396件	障がい者相談支援センターの相談支援事業者に対する後方支援の件数
-----------	------	---------------------------------

(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

令和8年度 目標値	18回	障がい者相談支援センターの相談支援事業者に対する研修の件数
-----------	-----	-------------------------------

(4) 地域の相談機関との連携強化の取組

令和8年度 目標値	20回	障がい者相談支援センターが開催する区ネットワーク会議の回数
-----------	-----	-------------------------------

(5) 協議会における個別事例の検討 【新】

令和8年度 目標値	396回	障がい者相談支援センターが相談支援事業所に対して実施する後方支援の件数
-----------	------	-------------------------------------

(6) 主任相談支援専門員の配置 【新】

令和8年度 目標値	9人	各熊本市障がい者相談支援センターに、1名以上配置を目指す
-----------	----	------------------------------

(7) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討 【新】

令和8年度 目標値	12回	熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会の実施回数
-----------	-----	---------------------------

(8) 協議会における相談支援事業所の参加数 【新】

令和8年度 目標値	76か所	熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会の参加事業所数
-----------	------	-----------------------------

(9) 協議会の専門部会の設置数 【新】

令和8年度 目標値	1か所	継続して、熊本市障がい者自立支援協議会において相談支援部会を設置する
-----------	-----	------------------------------------

(10) 協議会の専門部会の実施回数 【新】

令和8年度 目標値	12回	熊本市障がい者自立支援協議会に相談支援部会の実施回数を設定
-----------	-----	-------------------------------

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度 目標値	活用する	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員に対する研修等に参加する。
-----------	------	---

(2) 障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

令和8年度 目標値	共有する	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する。
-----------	------	---

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

令和8年度 目標値	共有する	県が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果について共有する。
-----------	------	--

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

障害福祉サービスの必要量の見込みについては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出し、各事業の見込量を確保するための方策を定める。

1 障害福祉サービス

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
就労定着支援、療養介護、短期入所、就労選択支援【新】
- (3) 居住系サービス
自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
- (4) 相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2 障害児支援

- (1) 障害児通所支援
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- (2) 障害児相談支援
- (3) 障害児入所支援
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- (4) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

3 発達障がい者等に対する支援

- (1) 発達障がい者支援地域協議会の開催数
- (2) 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数
- (3) 発達障がい者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- (4) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数
- (5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- (6) ペアレントメンターの人数
- (7) ピアサポートの活動への参加人数

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置
- (2) ピアサポート活用に係る事業
- (3) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練(生活訓練)【新】の利用者数

5 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の実施については、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込み量を算出し、各事業の見込量を確保するための方策を定める。

(1) 理解促進・研修啓発事業

①障害者相談支援事業

②基幹相談支援センター等機能強化事業

(2) 手話通訳者派遣事業

(3) 相談支援事業

(4) 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業

(5) 意思疎通支援事業

①手話通訳者設置事業

②手話通訳者派遣事業

③要約筆記者派遣事業

④失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

(6) 日常生活用具給付事業

①介護訓練支援用具

②自立生活支援用具

③在宅療養等支援用具

④情報・意思疎通支援用具

⑤排泄管理支援用具

⑥居宅生活動作補助道具(住宅改修費)

(7) 手話奉仕員養成研修事業

(8) 移動支援事業

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

①地域活動支援センターⅠ型

②地域活動支援センターⅡ型

③地域活動支援センターⅢ型

(10) 発達障がい者支援センター運営事業

(11) 障害児等療育支援事業

①在宅支援訪問療育等支援事業

②在宅支援外来療育等支援事業

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

①手話通訳者養成事業

②要約筆記者養成事業

③盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

④失語症向け意思疎通・支援者養成事業

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(14) 日中一時支援事業

(15) 福祉ホーム事業運営費助成

(16) 訪問入浴サービス事業

(17) 生活支援事業(視覚障がいの者の生活訓練)

(18) 障がい者スポーツ大会

資料3（2）

熊本市障がい福祉計画(第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画)(令和6年度～令和8年度)成果目標実績一覧

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	策定時の市の状況		第7期・第3期 市目標値(R8)	R7年度 実績	達成率 (R8年度目標との比較)
【成果目標】	実績値	調査時点			
(1)障害者支援施設から地域生活への移行者数	9人	令和4年度末	46人	21人	45.7%
(2)施設入所者数	761人	令和4年度末	722人	732人	74.4%
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	策定時の市の状況		第7期・第3期 市目標値(R8)	R7年度 実績	達成率 (R8年度目標との比較)
【成果目標】	実績値	調査時点			
(1)地域生活支援拠点等の整備					
①コーディネーターの配置	－	－	9か所	9か所	100%
②地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	－	－	配置	検討中	0%
③支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	－	－	構築する	検討中	0%
④運用状況の検証及び検討	－	－	年1回	年1回	100%
(2)強度行動障がい有する者の支援体制の充実	－	－	9か所	9か所	100%
3 福祉施設から一般就労への移行等	策定時の市の状況		第7期・第3期 市目標値(R8)	R7年度 実績	達成率 (R8年度目標との比較)
【成果目標】	実績値	調査時点			
(1)就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	116人	令和3年度	196人	221人	112.8%
(2)就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数					
①就労移行支援事業における移行者数	74人	令和3年度	107人	116人	108.4%
②就労移行支援事業所ごとの就労移行率	－	－	60%	25%	42%
③就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数					
うち、就労継続支援A型	30人	令和3年度	75人	76人	101.3%
うち、就労継続支援B型	9人	令和3年度	14人	16人	114.3%
(3)就労定着支援事業の利用者数等					
①就労定着支援事業の利用者数	72人	令和3年度	104人	90人	86.5%
②就労定着支援事業所ごとの就労定着率	－	－	30%	95%	316.7%
(4)協議会(就労支援部会)の設置	－	－	月1回	月1回	100%
4 障がい児支援の提供体制の整備等	策定時の市の状況		第7期・第3期 市目標値(R8)	R7年度 実績	達成率 (R8年度目標との比較)
【成果目標】	実績値	調査時点			
(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実					
①児童発達支援センターの設置	4ヵ所	令和4年度	5ヵ所	5ヵ所	100%
②保育所等訪問支援を実施できる事業所数	36ヵ所	令和4年度	36ヵ所	75ヵ所	208.3%
(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保					
①主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	15ヵ所	令和4年度	15ヵ所	21ヵ所	140%
②主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	15ヵ所	令和4年度	15ヵ所	22ヵ所	146.7%
(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置					
①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	年0回	令和4年度	年2回	年2回	100%
②医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	14人	令和4年度	18人	20人	111.1%
5 相談支援体制の充実・強化等	策定時の市の状況		第7期・第3期 市目標値(R8)	R7年度 実績	達成率 (R8年度目標との比較)
【成果目標】	実績値	調査時点			
(1)総合的・専門的な相談支援の実施	－	－	43,976件	43,302件	98.5%
(2)地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	－	－	396件	317件	80%
(3)地域の相談支援事業者の人材育成の支援	－	－	18回	64回	355.6%
(4)地域の相談機関との連携強化の取組	－	－	20回	21回	105%
(5)個別事例の支援内容の検証	－	－	396件	317件	80.1%
(6)主任相談支援専門員の配置	－	－	9人	12人	133.3%
(7)協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	－	－	12回	11回	91.7%
(8)協議会における相談支援事業所の参加数	－	－	76か所	83か所	109.2%
(9)協議会の専門部会の設置数	－	－	1か所	1か所	100%
(10)協議会の専門部会の実施回数	－	－	12回	11回	91.7%
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	策定時の市の状況		第7期・第3期 市目標値(R8)	R7年度 実績	達成率 (R8年度目標との比較)
【成果目標】	実績値	調査時点			
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	－	－	活用する	1	100%
(2)障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有	－	－	共有する	0	0%
(3)指導監査結果の関係市町村との共有	－	－	共有する	0	0%

第8期熊本市障がい福祉計画及び 第4期熊本市障がい児福祉計画の策定について

1 策定の根拠

<第8期熊本市障がい福祉計画>

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める「市町村障害福祉計画」として策定する。

<第4期熊本市障がい児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める「市町村障害児福祉計画」として策定する。

2 計画期間

令和9年（2027年）から令和11年（2029年）までの3年間

※令和8年度中に策定

3 主な内容

- ・ 国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定する。
- ・ 第7期熊本市障がい福祉計画及び第3期熊本市障がい児福祉計画の実績を参考にするとともに、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行い、その円滑な提供及び必要な見込み量の確保のための方策について定める。
- ・ ニーズの把握については、令和8年度中に各種アンケート等の基礎調査を実施する。

4 策定の進め方

- (1) 学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等により構成される「熊本市障害者施策推進協議会」での計画案を審議
- (2) 当事者を対象とした各種アンケート等の基礎調査を基に計画案に反映
- (3) 障がい者団体等からの意見聴取、パブリックコメントの実施等

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	骨格作成			素案作成			最終案作成			完成
協議会等		概要提示				素案提示			最終案提示	
・障害者施策推進協議会		●				●			●	
・障がい者自立支援協議会	●				●				●	
	概要説明				素案説明				最終案説明	
団体からの意見徴収		●	素案への意見聴取（随時）							
アンケート等			●	当事者アンケート 全市民向けアンケート			●	パブリックコメント		

<国の基本指針>

1. 計画の基本理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(見直点)

① 地域移行の対象として「医療的ケア・強度行動障害等」

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者などの重度障害者であっても地域生活への移行が可能となるよう、体制を確保することが追記。

② 地域生活支援拠点等の機能強化

地域生活支援拠点等の機能を強化するため、「障害種別にかかわらず」という文言が追加され、幅広い障害特性に対応できるよう拠点等の機能を強化していく方向性が追記。

③ 多様な障害特性に応じたきめ細かい支援体制の構築（新規追加）

地域の支援体制を構築する上で、強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じたきめ細かいニーズを把握し、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成を図ることが重要であると追記。

④ 中山間・人口減少地域におけるサービスの維持・確保（新規追加）

地域ニーズに応じた体制構築の具体例として、中山間・人口減少地域が挙げられ、こうした地域においては、共生型サービス、基準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所といった現行の制度を柔軟に活用しながら、サービス提供体制を維持・確保していくことの重要性が追記。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

(見直点)

① 複雑化・複合化する課題の背景を記載

「人口減少や単身世帯の増加」「障害者の重度化・高齢化」「親なき後の生活」といった、現在家族が抱えている課題が複雑化・複合化しているという社会的背景が新たに追記。

② 福祉分野を超えた連携や地域との協働

「福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進める」ことを追記。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

(見直点)

① 障がい児本人の「意見の尊重」の明記

第7期では「障害児本人の最善の利益を考慮しながら」とされていたが、第8期では「障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら」と変更。

② 「インクルージョン」の主体の明確化

地域社会への参加や包容」という文言の前に「障害児の」という主語が追記され、誰の社会参加を指しているのかが明確化。

(6) 障害者の社会参加を支える取組定着

(見直点)

① 新たな根拠法令「手話施策推進法」を位置づけ

令和7年に成立した同法を踏まえ、手話が独自の文法を持つ言語であることの理解を深め、手話を使用しやすい環境整備や手話通訳者の確保等を国や地方公共団体が推進していく方針が追記。

② 意思疎通支援人材の養成・確保策の具体化と「持続可能性」の明記

障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進について追記。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

② 希望する障害者等への日中活動系サービス等の保障

(見直点)

① 就労選択支援

令和7年度から開始された新たなサービス「就労選択支援」により、サービスの掲載順の変更。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

(見直点)

① 住宅部局との連携強化

「居住支援協議会への参画」や「居住サポート住宅等の活用」が新たに明記され、福祉分野だけでなく住宅部局と連携した居住支援の強化が追記。

② 拠点等の機能・人材強化

地域生活支援拠点等の体制づくりにおいて、「拠点コーディネーターの配置」と「人材の確保及び養成」が追記。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

⑤ 強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

(見直点)

① 項目の分離と専門化

高次脳機能障害が別項目に独立し、本項は強度行動障害と難病患者に焦点が当てられた。

② 専門人材の配置と集中的支援

強度行動障害について、行動上の課題が起きにくい環境を整える「予防的観点からの支援」が追記。また、適切なマネジメントを行う「中核的人材の養成・配置」や、高度な専門性を持つ「広域的支援人材による集中的支援の実施体制」の確保が明記され、より高度で専門的な支援体制の構築が追記。

(続き)

③ ニーズ把握の強化

ニーズ把握の対象に「行動関連項目の点数が特に高い者」や「入院中の状況」が追記。

⑥ 高次脳機能障がい者に対する支援

(見直点)

① 高次脳機能障害者支援法に基づく体制整備

法律の成立を踏まえ、独立した項目として新設。

② 具体的な体制構築の明記

「高次脳機能障害者支援センターの設置」「支援コーディネーターの配置」「専門的な医療機関の確保」「高次脳機能障害者支援地域協議会の設置」が規定。また、当事者同士のピアサポートや家族への支援の重要性も追記。

⑦ 依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

① 相談支援体制の充実・強化

(見直点)

① ピアサポートの明記

利用者と同じ目線で支援を行い不安を解消する観点から、「ピアサポートを行えるようにすること」が新たに追記。

② 「頼れる身寄りがいない者」への対応

複合的な課題を抱える対象の例として追記。

③ 多職種・多機関連携の強化

医療との連携、にも包括の構築、市町村と都道府県の協力体制等、多職種・多機関連携による支援体制整備の重要性について記載。

④ 「のぞまないセルフプラン」の解消（新規追加）

行政の体制整備不足により、安易にセルフプランへ誘導することを「厳に慎むべき」と明記され、解消に向けた体制確保が独立した項目として新設。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

③ 発達障害者等に対する支援

(見直点)

① 困難事例への助言

市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対し、発達障害者支援センターや地域支援マネージャーが助言を行う役割が明記。

(続き)

② 「診断待機解消」の推進

医療機関の確保に関連して、発達障害の診断を待つ「診断待機解消に向けた取組」を進めることが新たに追記。

③ 地域協議会の明確化

「発達障害者支援地域協議会の設置」が見出しとして独立し、情報共有や体制整備の協議の場としての活用が強調。

④協議会の活性化

(見直点)

① 事務局機能と当事者参画の明記

協議会の活性化に向けて、基幹相談支援センターと行政が協力して「事務局機能」を担い、地域課題を踏まえた体制を整備することや、委員として「多様な障害種別の当事者等」を選定・参画させることが追記。

② 居住支援協議会との連携

障害者が安心して地域に住めるよう、住宅分野である「居住支援協議会」との連携に努めることが新たに追記。

③ 連携する専門機関の追加

連携すべき専門機関のリストに、「高次脳機能障害者支援センター」が追記。

(3) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

①重層的な地域支援体制の構築

(見直点)

① 児童発達支援センターの4つの中核機能の明記

児童発達支援センターが担うべき役割として、①発達支援・家族支援、②地域の事業所へのスーパーバイズ、③インクルージョン推進の中核、④相談機能の入口、という「四つの中核的な支援機能」が追記。

② 機能の発揮形態の多様化

センターが単独で4機能を担う「中核拠点型」だけでなく、未設置地域では他事業所と連携して機能を持たせる「面的整備型」による体制整備も可能であることが追記。

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

(見直点)

① こども家庭センターとの連携

市町村に設置される「こども家庭センター」と連携した支援体制の構築が追記。

(続き)

② 難聴児支援の連携拡大 (県)

難聴児支援の連携対象に「当事者等を含む関係機関等」が追加され、当事者を含めた幅広いネットワークによる手引書の作成や体制整備が追記。

③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

(見直点)

① 協議の場の設置

各都道府県・市町村において、保育・教育等の関係機関が連携するための「協議の場を設置」し、現状や課題の把握を行いながら取組を進めることが新たに追記。

② 保育所等の受入体制の把握

市町村が活動指標を見込む際、インクルージョン推進の観点から、地域の保育所や学校等における受入れ体制の整備状況を踏まえることが明記。

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(見直点)

① 医療的ケア児支援センターの役割拡大

医療的ケア児の「支援ニーズの把握」を行った上で、総合的な体制を推進することが追記。

② 強度行動障がい児への専門人材の配置 (県)

強度行動障害を有する障害児に対し、適切なマネジメントを行う「中心的な役割を果たす人材」の配置や、高度な専門性を持つ「広域的支援人材による集中的支援の実施体制」の確保が追記。

③ 幼児期からの予防的支援

強度行動障害児に関して、乳幼児健診等で把握した状態を踏まえ、こどもと家族を孤立させないための予防的かつ適切な関わり（伴走支援）の重要性が追記。

※第7期では高次脳機能障害に関する内容もこの項に含まれていたが分離

⑤障害児相談支援等の提供体制の確保

(見直点)

① のぞまないセルフプランの解消

相談支援専門員の計画的な養成を通じて、「のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築」を図ることが追記。

② 伴走的な相談支援の確保

障害児相談支援を利用していない場合も含め、児童発達支援センターやこども家庭センター、児童家庭支援センター等と連携した「伴走的な相談支援の体制」を構築することが新たに強調。

⑥障害児支援における人材育成の推進

(見直点)

① 計画的な研修とネットワークづくり

質の高い障害児支援の提供のため、地域の実情に応じた創意工夫の下での研修づくりとその計画的な実施を進めること。また、関係機関が連携し、地域における学び合いを促進するためのネットワークづくりを進めることが新設。

(4) 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

①障がい福祉人材の確保・定着（新設）

(見直点)

① 独立項目としての明確化

労働力人口の減少や障害者の重度化・高齢化を背景に、「人材確保・定着」と「生産性向上」がサービスの提供体制を維持するための柱として追記。

② ハラスメント対策と新たな人材確保策

職員の処遇改善や魅力発信に加え、障害福祉現場における「ハラスメント対策」の推進が明記。また、令和 6 年度に創設された「相談支援員」の活用や、社会福祉士等の養成機関との連携による人材確保が記載。

③ ケア充実のための「生産性向上」の推進

単なるコスト削減ではなく、質の高いサービスを提供するための手段として生産性向上が定義。

②ケアの充実のための生産性向上（新設）

(見直点)

① 計画的な研修とネットワークづくり

質の高い障害児支援の提供のため、地域の実情に応じた創意工夫の下での研修づくりとその計画的な実施を進めること。また、関係機関が連携し、地域における学び合いを促進するためのネットワークづくりを進めることが新設。

3. 令和11年度（2029年度）の成果目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① R7 年度末時点の施設入所者の 6%以上を地域生活へ移行
- ② R7 年度末時点の施設入所者数の 5%以上を削減

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 319.3 日以上とする。
- ② R11 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）の目標値を、国が提示する推式を用いて設定
- ③ **【新規】** 精神病床への 30 日以上の再入院率
65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）の目標値を、国が提示する推式を用いて設定
- ④ **【新規】** 心のサポーター数
目標の設定に当たっては、令和十五年度末までに心のサポーター数が百万人となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標を設定することを基本とする。
- ⑤ **【新規】** 住民のこころの状態（K 6）
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討する。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	就労定着支援事業
R 6 年度実績の				
1.31倍以上	1.14倍以上	1.52倍以上	1.67倍以上	1.47倍以上

就労定着率	就労選択支援	就労選択支援
定着率7割以上の事業所が全体の 2.5 割以上	協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置	令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を8万2千人以上とする。

（4）障害児支援の提供体制の整備等

- ① **【新規】** 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

各市町村等において、児童発達支援センターの「4 つの中核機能（発達・家族支援、事業所への指導・助言、インクルージョン推進、相談窓口）」を確保するとともに（児童発達支援センターに限らず）、保育・教育等の関係機関が連携する「協議の場」を設置し、インクルージョンを推進する体制を構築する。

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築（県）

各都道府県等において、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した「難聴児支援の中核的機能」を確保し、早期発見（新生児聴覚検査）から早期療育へと途切れずつなぐ連携体制を構築する。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、各市町村（または圏域）において、対象者向けの児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保する。

④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

各都道府県および各市町村等において、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携する「協議の場」を設置するとともに、医療的ケア児等の支援を総合調整する「コーディネーター」をそれぞれ配置する。

⑤ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場

各都道府県および指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整を行うための「協議の場」を設置する。

⑥ **【新規】** 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

各市町村等において、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた支援体制の構築を図りつつ、障害児相談支援を利用していない家庭も含めて、関係機関と連携しながら伴走的に支援する相談支援体制を確保する。

⑦ **【新規】** 強度行動障害を有する障害児支援のための体制の整備

各都道府県また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児童の状況や支援ニーズを的確に把握し、地域の関係機関が連携して対応できる支援体制の整備を進める。

（5）地域生活支援の充実

① 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置 などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

② 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支

援体制の整備を進める。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- ① 全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、(自立支援)協議会を設置・整備した上で連携した体制を整備。基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
- ② **【新規】** 都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

(7) 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上（県）

- ① **【新規】** 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置（県）
- ② **【新規】** 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置（県）
- ③ 都道府県における相談支援専門員研修等の実施（県）

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ① 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ② **【新規】** 各都道府県、政令市又は中核市の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度 1 回）を 100%とする